

平成22年度 第2回豊山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

平成23年2月18日(金)午後3時～4時

2 開催場所

豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 委員

戸田久晶委員、谷崎正明委員、熊沢直紀委員、坪井秋政委員、吉田秀彦委員
土屋正子委員、中島貞利委員、鴨川健太郎委員、伊藤政子委員、

(2) 事務局

近藤生活福祉部長、二村住民課長、小川国保医療係長

4 議題

(1) 豊山町国民健康保険条例の一部改正について

5 議事内容(要点筆記)

司会(近藤部長)

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成22年度第2回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めます生活福祉部長の近藤です。よろしくお願いいたします。

会を始めます前に、前回と同様、議事録の作成につきまして、皆さん方にご承認していただきたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

町では、情報公開の一環としまして、審議会等における議事録をホームページに掲載することになっています。これによりまして、本日の議事録を「要点筆記」でホームページに掲載させていただきたいと考えています。委員の皆さんの個人名につきましては、個人情報との関係もございますので、個人名を伏せて掲載したいと考えております。また「要点筆記」に際しまして、正確な議事録を作成するため会議内容をテープレコーダーで録音させていただきたいと考えています。

このような内容で、本日の議事録をホームページに掲載することに対しまして、ご承認していただけますでしょうか。

委員(了承します)

ありがとうございました。

議事録の内容につきましては、後ほど会長から議事録署名委員が指名されますので、指名されました委員2名の方と会長の3方でご確認していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員(了承します)

ありがとうございました。

それではただ今より、国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

始めに鈴木町長よりご挨拶申し上げます。

町長あいさつ

本日は、大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素は、国民健康保険の運営に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて後期高齢者医療制度に代わる新しい高齢者医療制度について検討を続けてきた厚労省の「高齢者医療改革会議」は、昨年12月20日に最終とりまとめを行いました。

その内容は、後期高齢者医療制度を廃止し、国保と被用者保険に高齢者を戻した上で、75歳以上の国保を都道府県が財政運営するよう提言しています。また平成30年度を目標に全年齢で国保の都道府県単位化を進める方針も明記しています。つまり、平成25年度に第1段階として75歳以上の国保を都道府県単位で行い、平成30年度に第2段階として国保全体を都道府県単位で行う内容となっています。

しかしながら、全国知事会は都道府県単位化に終始、反対の姿勢を貫いていますし、野党や与党の民主党からも反対の声が上がっていることから、法案の成立にはかなりの紆余曲折が予想されます。

いずれにしましても、高齢化社会が進む中、医療制度は社会保障制度や税制体系も含め、社会全体で考えなければならない大きな問題です。国の方で、しっかりとした道筋を立てていただきたいと考えています。

本日は、豊山町国民健康保険条例の一部改正が諮問内容となっています。委員各位におかれましては慎重なるご審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

司会（近藤部長）

ありがとうございました。

続きまして、会長よりごあいさつ申し上げます。

運営協議会会長

さて、町長からもお話がありましたが、高齢者のための新たな医療制度について、最終とりまとめが行われたようです。

都道府県単位の国保の運営も提言されているようですが、いずれにしましても、わかりやすい制度と将来に向けて安心できる制度を築いていただきたいと思います。

本日は豊山町国民健康保険条例の一部改正が諮問事項となっています。委員各位におかれましては、忌憚のない意見をいただき、会議の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

司会（近藤部長）

それではここで、町長から会長に諮問書をお渡ししますので、よろしく申し上げます。

（町長が立って、会長に諮問書を手渡す）

町長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

これ以降の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いします。

運営協議会会長

それでは、これより会議を始めます。

まず会議録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、(鴨川健太郎さん)と(坪井秋政さん)を指名いたします。よろしく願いいたします。続きまして議題に入ります。すでにお手元に配布しておりますが、本日は、諮問事項が1件ございます。当局より説明を求めます。

住民課長

それでは諮問事項の「豊山町国民健康保険条例の一部改正」について説明させていただきます。

レジメの次に添付してあります「新旧対照表」をご覧ください。

まず右側の旧の欄をご覧ください。現行制度の国民健康保険条例第5条第1項では、出産育児一時金は「35万円」となっています。ただし、附則の経過措置で平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間は「35万円」を「39万円」とする時限立法となっています。

今回の改正ではこの39万円が恒久化されることにより、附則の経過措置を削除し、条例第5条第1項の中の「35万円」を「39万円」に改正するものです。実施時期は平成23年4月1日です。

簡単ですが、以上で説明とさせていただきます。

運営協議会会長

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

委員A

出産育児一時金の実績人数を教えてください。

住民課長

平成22年度の今日までの実績は28件です。ちなみに19年度47件、20年度37件、21年度23件の実績となっています。

委員B

これは豊山町全住民ではなく、豊山町の国保の被保険者の数値ですね。他の保険者の状況はどうのようになっていますか。

住民課長

そうです。この数値は豊山町の国保被保険者の出産育児一時金の支給状況です。健康保険法が改正されることから、他の保険者も本町と同様に改正されると思われます。

運営協議会会長

他にございませんか。

改正案に対する異議や反対意見などはないと思われまますので、改正案を適正とすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

それでは適正と認める内容で、町長に答申することとします。

答申文につきましては、私に一任願いますでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは、私が代表して、答申を町長へ提出することとします。

以上で議事を終了します。続きまして報告事項に移ります。

レジメのとおり豊山町国民健康保険の状況と平成23年度予算案について事務局の説明を求めます。

(住民課長が挙手)

住民課長

それではレジメに沿いまして、豊山町国民健康保険の状況と平成23年度予算案の説明をさせていただきます。

(資料に基づいて説明)

運営協議会会長

説明が終わりました。

報告事項につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。

委員C

豊山町の高齢化率はどれくらいか。

住民課長

手元に資料がありませんので、後ほどお知らせします。

運営協議会会長

その他、委員の方々に、何かご意見がありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議題につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして平成22年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

議事録の署名

平成23年2月22日

戸 田 久 晶

鴨 川 健太郎

坪 井 秋 政